

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 フロン排出抑制推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境エネルギー生活部 環境管理課 大気環境係

電話番号：058-272-1111(内2988)

E-mail：c11264@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 702 千円 (前年度予算額： 617 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	617	0	0	617	0	0	0	0	0
要求額	702	0	0	702	0	0	0	0	0
決定額	702	0	0	702	0	0	0	0	0

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成27年4月、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）が改正、施行された。この改正により、フロン類の充填にもフロン類充填回収業者として登録が必要となり、第一種特定製品の管理者（所有者）に対しても機器の点検及び一定以上のフロン類の算定漏えい量の報告等、新たに義務が課せられた。

(2) 事業内容

従来のフロン類の適切な回収・処理に加え、フロン類製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な政策を推進するというフロン排出抑制法の趣旨に基づき、フロン類充填回収業者の登録事務、県内でのフロン類充填回収量の集計及びフロン類充填回収業者等への立入検査等を実施する。また、管理者に対して、引き続き法の周知を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県10/10 (手数料を充当)

第一種フロン充填回収業者登録手数料5,200円、更新手数料4,200円

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	112	連絡調整費 (環境省)、研修旅費 (環境調査研修所)
需用費	205	事務用消耗品費、公用車ガソリン代
役務費	385	登録通知郵便代、連絡電話代、調査報告郵便代、法啓発郵便代
合計	702	

決定額の考え方

--

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

- ・ フロン排出抑制法に基づく業務用冷凍空調機器に係るフロン類の回収は着実に実施されてきている。
- ・ 令和5年度における廃棄時のフロン類回収実施台数は約149万台、回収量は約4,200トンであり、前年度の約136万台、約4,049トンと比較し、増加している。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

業務用冷凍冷蔵庫やエアコン等に充てんされているフロン類の適切な回収により、大気中への排出を抑制し、オゾン層保護・地球温暖化防止に取り組む。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①第一種フロン類回収量等報告書提出率		99%	100%	100%	100%	100%

（これまでの取組内容と成果）

令和4年度	第一種フロン類充填回収業者81件、第一種特定製品管理者41件等に対して立入指導を行った。
	指標① 目標：96% 実績：95% 達成率：99%
令和5年度	第一種フロン類充填回収業者63件、第一種特定製品管理者41件等に対して立入指導を行った。
	指標① 目標：100% 実績：95% 達成率：95%
令和6年度	第一種フロン類充填回収業者68件、第一種特定製品管理者41件等に対して立入指導を行った。
	指標① 目標：100% 実績：99% 達成率：99%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない</p>	
(評価) 2	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」という。)に基づき実施が求められている業務である。
<p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	フロン類の適切な充填回収量等の報告書が提出された。
<p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている</p>	
(評価) 1	第一種フロン類充填回収業者登録の際に地球温暖化防止及びフロン排出抑制法の啓発パンフレットを配布することや、関係部署と合同パトロールを行う等効率化が図られている。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項 行程管理票(フロン類引渡し途切れず曖昧にならないよう、回収行程を管理する書面)の使用を徹底すること等によりフロン類の回収率を上げる。特に、第一種特定製品管理者のフロン排出抑制法の認知度が低いため、引き続き周知を行う必要がある。 また、R2.4月より改正法が施行され、文書の保存期間・回収証明書の交付義務化及び都道府県の立入権限拡大などが加わったため、認知度の向上・改正内容の周知を図り、適切な対応を求める必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、今後も継続する。 第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品管理者、第一種特定製品引取等実施者及び特定解体工事元請業者への立入りを継続する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など</p>	